

報告第 18 号

財務課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて
の専決処分の報告について

西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷で発生した公用車物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

西海市長 瀬川 光之

専決処分第 10 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日 専決

西海市長 瀬川 光之

財務課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷で発生した自動車物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- | | | | |
|---|---------|--|------------------------------|
| 1 | 相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 | 損害賠償額 | 金 104,885 円 | |
| 3 | 事故の発生概要 | 発生日時 | 令和 7 年 10 月 8 日 午後 2 時 55 分頃 |
| | | 発生場所 | 西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷 663 番地 |
| 4 | 事故の状況 | 選挙関連の事務協議のため選挙管理委員会事務局職員が西彼杵高校を訪問した際、公用車の後部左座席から降車しようとした職員が、誤って左後部ドアを駐車中の他車の運転席ドアに接触させたもの。 | |

施設事故等発生概要書

相 手 方	氏 名	[REDACTED]		
	住 所	[REDACTED]		
事故年月日	令和 7 年10月 8 日　　午後 2 時55分頃			
施設名等	長崎県立西彼杵高等学校 駐車場	事故原因	ドア開放時の不注意	
事故場所	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷663番地			
警察への届出 (自動車事故の場合)	無し (西海警察署)		事故区分	☐ 単独 ☒ 対物 ☐ 対人
事故概要	選挙関連の事務協議のため選挙管理委員会事務局職員が西彼杵高校を訪問した際、公用車の後部左座席から降車しようとした職員が、誤って左後部ドアを駐車中の他車の運転席ドアに接触させたもの。			
事故状況 略 図	西彼杵高等学校校舎  道路			
損害見積額	104,885円	損害賠償の方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国 自治協会) 2. その他 ()	